

議第152号

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年11月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」を「第34条の9第1項第11号」に改める。

別表第4第1項第7号中「第34条の9第1項第14号」を「第34条の9第1項第11号」に、「第34条の11第1項第13号」を「第34条の11第1項第12号」に改め、同表第2項第1号中「第34条の9第1項第14号」を「第34条の9第1項第11号」に、「第34条の11第1項第13号」を「第34条の11第1項第12号」に改める。

別表第7第1項第5号中「第34条の9第1項第14号」を「第34条の9第1項第11号」に、「第34条の14第1項第12号」を「第34条の14第1項第11号」に改め、同表第2項第1号中「第34条の9第1項第14号」を「第34条の9第1項第11号」に、「第34条の14第1項第12号」を「第34条の14第1項第11号」に改める。

別表第8第1項第5号中「第34条の9第1項第14号」を「第34条の9第1項第11号」に、「第34条の15第1項第12号」を「第34条の15第1項第11号」に改め、同表第2項第1号中「第34条の9第1項第14号」を「第34条の9第1項第11号」に、「第34条の15第1項第12号」を

「第34条の15第1項第11号」に改める。

別表第9第6項中「第34条の9第1項第14号」を「第34条の9第1項第11号」に、「第34条の16第1項第12号」を「第34条の16第1項第11号」に改める。

別表第10第7項中「第34条の9第1項第14号」を「第34条の9第1項第11号」に、「第34条の17第1項第12号」を「第34条の17第1項第11号」に改める。

別表第11第1項第3号中「第34条の9第1項第14号」を「第34条の9第1項第11号」に、「第34条の18第1項第12号」を「第34条の18第1項第11号」に改める。

別表第14第1項第9号イ中「第34条の19第1項第13号」を「第34条の19第1項第12号」に改め、同号ウ中「第34条の9第1項第14号」を「第34条の9第1項第11号」に、「第34条の19第1項第13号」を「第34条の19第1項第12号」に改め、同表第2項第8号中「第34条の9第1項第14号」を「第34条の9第1項第11号」に、「第34条の19第1項第13号」を「第34条の19第1項第12号」に改め、同表第3項第5号中「第34条の9第1項第14号」を「第34条の9第1項第11号」に、「第34条の19第1項第13号」を「第34条の19第1項第12号」に改める。

（滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第24項第3号および第4号中「第34条の24第1項第13号」を「第34条の24第1項第12号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。